参加者募集

みのぶちょう
山梨県身延町

みのぶ暮らし体験ツアー

1泊2日

令和5年 2月25(土)～26(日)

参加費用 （1名様）

大人：6,000円(中学生以上)

小人：3,000円(小学生以下)

乳幼児(添い寝・食事なし)：無料

※料金に含まれるもの
宿泊費・食事代(朝食1回、夕食1回)
体験見学代・ツアーバス代・保険代
(集合場所までの交通費は各自負担)

身延山宿坊【端場坊】

募集対象

身延町に移住を検討されている
60歳未満の方

宿泊施設

身延山宿坊【端場坊(はばのぼう)】
山梨県南巨摩郡身延町身延3493

募集定員

3組10名様
(最少催行人数2組4名)

申込期限

令和5年2月16日(木)まで
※定員になり次第締め切らせて頂きます。

集合場所

身延町【西嶋和紙の里】駐車場
山梨県南巨摩郡身延町西嶋345

身延町【西嶋和紙の里】

お申込みページ

【お申込み・問い合わせ先】
公益社団法人 やまなし観光推進機構
お申し込み専用ダイヤル
055-231-2230
営業時間 8:30～17:15(平日のみ)

インターネットでのお申込みは
http://www.yamanashi-kankou.jp/y-tabi
いい旅やまなしナビ 検索

【主催】山梨県身延町
【旅行企画・実施】(公社)やまなし観光推進機構

1日目 2/25(土)

- 13:00 【西嶋和紙の里】集合
- 13:45 先輩移住者お宅訪問
- 14:30 【富士川クラフトパーク】見学
- 15:30 宿泊先【端場坊】到着
- 16:00 先輩移住者との交流会
- 17:30 夕のお勤め（端場坊内/自由参加）
- 18:30 夕食
- 22:00 門限・消灯

2日目 2/26(日)

- 6:00 【久遠寺朝勤】（自由参加）
- 7:30 朝食
- 9:00 田舎暮らし体験施設【古関館】見学
- 9:30 道の駅しもべ見学
- 10:00 味噌作り体験
- 11:50 和紙の里
- 12:00 解散　※添乗員及び主催者が同行します。

味噌作り体験付き♪

身延山宿坊【端場坊】

古関館

朝勤体験

※新型コロナウィルス感染症の拡大状況や悪天候等により、中止または変更等が生じる可能性がありますのでご了承下さい。

申込・支払方法

① インターネット申込み ： クレジットカードでの決済になります。

② 電話申込み ： 055-231-2230　富士の国やまなし旅センター

営業時間（平日）9:00～17:15 お支払いは銀行振込となります。

【振込先】　山梨中央銀行　県庁支店　普通口座 670860

【口座名】　公益社団法人やまなし観光推進機構

※振込手数料はお客様の御負担となります。

＊募集型企画旅行と書いてあるものは前金で旅行代金をお支払いいただきます。また、下記条件により催行されます。

富士川クラフトパーク

ご旅行条件（要約）

お申込みの際には必ず旅行条件説明書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申込みください。

●募集型企画旅行取引条件説明書面（要約）

この旅行は（公社）やまなし観光推進機構（山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県知事登録旅行業第2-268号。以下「当機構」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件説明書面（全文）、契約書面、出発前にお渡しする確定日程表と称する確定書面によります。

●お申し込み

（1）お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。（二つが揃った時点で正式なお申込みとなります。）※申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

（2）電話等の通信手段にてご予約の場合、当機構が予約の承諾した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

（3）a.旅行開始日に65歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当機構は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当機構が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

●旅行代金

（4）子供代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様に適用します。

●旅行契約内容・代金の変更

（5）当機構は天災地変、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

●取消料がかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

（6）お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することが出来ます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

解除の時期　＊（ ）内は日帰り商品の場合	取消料の内容
旅行出発日の前日から起算して21日（11日）前まで	いただきません
旅行出発日の前日から起算して20日（10日）前まで	旅行代金の20%
旅行出発日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行出発日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

●取消料がかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

（7）①旅行契約の内容の10項に例示されているような重要な変更が行われたとき。②旅行代金が増額されたとき。③当機構が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。④当機構の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能となったとき。

●当機構による旅行契約の解除

（8）次の場合当機構は旅行契約を解除することがあります。（一部例示）・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。・申し込み条件の不適合。・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

●特別補償

（9）当機構はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、補償金及び入院見舞金を支払います。

●個人情報の取り扱いについて

（10）当機構は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

（11）当機構は、当機構が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当機構は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のためにこれを利用させていただくことがあります。

●募集型企画旅行契約約款について

（12）この条件に定めの無い事項は当機構旅行業約款によります。当機構旅行業約款をご希望の方は、当機構にご請求ください。

旅行企画・実施
登録番号　山梨県知事登録旅行業第2-268号
会 社 名　公益社団法人やまなし観光推進機構
富士の国やまなし旅センター
住　　所　〒400-0031 甲府市丸の内1-6-1山梨県庁別館2F
電話番号　055-231-2230　FAX　055-221-3040
E－mail　y-tabi@yamakan-sk.jp
総合旅行業務取扱管理者・担当　岡　美広

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関しご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

【身延町への移住に関するご相談】
身延町役場 企画政策課 田舎くらし推進担当　TEL 0556-42-4801
〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350　mail：inakakurashi@town.minobu.lg.jp